

令和2年国勢調査の概要

1 調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来5年ごとに行っており、令和2年国勢調査はその21回目に当たり、実施100年の節目となる調査です。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の令和2年国勢調査は大規模調査に当たります。

両者の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年、22年及び令和2年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年及び27年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えています。

2 調査の期日

令和2年国勢調査は、令和2年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行いました。

3 調査の法的根拠

令和2年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施しました。

また、調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める次の法令に基づいて行いました。

- ・ 国勢調査令（昭和55年政令第98号）
- ・ 国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）
- ・ 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

4 調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、以下①、②を除く、本邦内に常住しているすべての者について行いました。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれに述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校，同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で，通学のために寄宿舍，下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は，その宿泊している施設
- イ 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き 3 か月以上入院している者は，その病院又は診療所，それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所，陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお，後者の場合は，日本の船舶のみを調査の対象とし，調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか，調査時前に本邦の港を出港し，途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。
- エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は，その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については，その基地隊本部）の所在する場所
- オ 刑務所，少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は，その刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院又は婦人補導院